

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第55号 鳴門市総合運動場条例の一部改正について」であります。

当委員会は、9月21日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

「議案第55号 鳴門市総合運動場条例の一部改正について」は、スポーツ活動に対するニーズの多様化に伴い、鳴門市総合運動場の夜間照明施設に係る使用の制限を撤廃する改正を行うものであります。

委員からは、鳴門市総合運動場の利用状況について質疑があり、理事者からは、野球やサッカー、ソフトボールなどに活用されており、令和2年度は年間147件、6,752人が利用した、との説明がありました。

また、委員からは、11月から3月までの間の夜間の利用ニーズについて質疑があり、理事者からは、中学生のサッカーチームや硬式野球チームから年間を通して夜間に利用したいとの要望を聞いている、との説明がありました。

次に、委員からは、過去には硬式野球の練習でも鳴門市総合運動場を使用できていたが、ファウルボールが近隣の墓地に入るなど、危険な状態が続き、使用を中止した経緯があるため、今後、硬式野球の練習に使用する場合には同様の事態とならないように防球ネットの高さを高くするなどの対策が必要ではないのか、との質疑があり、理事者からは、これまで鳴門市総合運動場での硬式野球の練習は控えてもらっていたが、他に練習できる施設が多くないため、守備練習をはじめとしたバッティング練習以外の練習に限って使用してもらうこととしている、との説明がありました。

また、委員からは、今後、スポーツ施策を推進していくためには、様々な競技を1ヵ所で行える新たなスポーツ施設が必要である、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。